

一般社団法人日本神経学会代議員選出細則

2010年5月19日制定

2023年5月31日改正

第1章 総 則

(適用)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経学会(以下、「当法人」という。)の定款第13条に基づいて代議員選出に関し必要な事項を定める。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、支部選挙区ごとに正会員の中から選挙により選出される代議員(以下、「支部選出代議員」という。)と、理事会推薦により社員総会で選出される代議員(以下、「総会選出代議員」という。)とに区分する。

(任期と定年)

第3条 支部選出代議員の任期は、当該選挙により当選した者の任期が始まる日が属する年(以下「選挙実施年」という。)の学術大会終了日の翌日に始まり、4年後の学術大会終了日をもって任期満了とする。

2 総会選出代議員の任期は、選任された年の学術大会終了日の翌日に始まり、選任後最初の選挙実施年の学術大会終了日をもって任期満了とする。

3 学術大会開催期間最終日の月の末日までに年齢が65歳を迎える代議員は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該年度の学術大会終了日をもって退任するものとする。

(代議員選挙管理委員会)

第4条 代議員の選出を行うため、代議員選挙管理委員会を置く。

2 代議員選挙管理委員会の構成は、名誉会員1名と委員若干名とし委員のうち1名は役職指定として総務幹事とする。

3 委員長は名誉会員とし、理事会の議を経て、代表理事が選任する。

4 委員は、各支部から推薦された代議員(関東・甲信越は2名、他は各1名)、その他の代議員若干名を、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

5 委員長および委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、次条の規定により後任者として選任された者の任期は、前任者の残任期間の最終日までとする

6 委員長および委員が任期途中で退任した場合は、次の各号に定めるところにより、理事会の議を経て、後任の委員を代表理事が委嘱する。

① 委員長は、名誉会員から代表理事が選任する。

② 支部から推薦された委員は、退任する委員が所属する支部から推薦を受ける。

③ その他の委員は、代表理事が選任する。

7 総務幹事はその職を退任したときは、後任の総務幹事が委員に就任する。

(公示)

第5条 代議員選出に関する公示は、当法人のホームページに掲載する方法により行う。

第2章 支部選出代議員の選出

(選出)

第6条 支部選出代議員は、支部選挙区ごとに、所属する正会員、名誉会員および功労会員による選挙によって選出される。

(定数)

第7条 支部選出代議員総数（以下「選出代議員総数」という。）は550人を超えないものとし、選出総数の決定は選挙ごとに理事会が行う。

2 地方会を設置している北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7ブロックをもって支部選挙区とし、その区分は別表のとおりとする。

3 各支部選挙区に配分する代議員の選出定数（以下「選出代議員支部定数」という。）は、選挙実施年の前年の10月31日における正会員数をもとに、 $\{\text{選出代議員総数} \times (\text{当該支部の正会員数}) / (\text{全国の正会員数})\}$ により算出し、少数点以下の端数は切り捨てるものとする。

4 前項の規定に基づく選出代議員支部定数の算定は、代議員選挙管理委員会が行う。

(選挙権を有する者)

第8条 代議員選挙において選挙権を有する者は、選挙実施年の前年の10月31日現在、日本国内に居住している名誉会員、功労会員および会費を完納している正会員とする。

(被選挙権を有する者)

第9条 代議員選挙において被選挙権を有する者は、当法人の正会員の中から選挙実施年の学術大会開催期間最終日の月の末日において年齢が65歳未満の者とし、選挙実施年の前年の10月31日現在で会費の完納、10年以上の正会員歴、業績として5編以上の学術論文を要する。

(被選挙権の制限)

第10条 前条の規定にかかわらず、現職代議員については、在職期間中に開催された社員総会の開催案内に2回連続して出欠回答をしなかった場合、次回の代議員選挙の被選挙権は有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出欠回答を行わなかった代議員が当該の社員総会に出席した場合は、出欠回答があったものとみなす。

(有権者が所属する選挙区)

第11条 選挙権及び被選挙権を有する会員が所属する支部選挙区は、選挙実施年の前年の10月

3 1日現在において当法人の会員名簿に登録されている支部とする。

2 会員が、前項の規定により支部選挙区を確定された日以降に他の支部選挙区に移動した場合、選挙権および被選挙権は、前項の規定で確定された支部選挙区において認めるものとする。

(選挙の時期)

第12条 支部選出代議員の選挙は、現職代議員の任期終了日の1カ月前までに終了しなければならない。

(選挙の公示)

第13条 代議員選挙管理委員会は、投票期間の初日の3カ月前までに会員に選挙の実施を当法人のホームページに公示したうえ、その旨を機関誌に掲載しなければならない。

(立候補の届出)

第14条 代議員選挙に立候補する者は、所定の立候補届出書に必要事項記載のうえ、代議員選挙管理委員会宛に郵送にて代議員選挙管理委員会の指定する期日までに届け出るものとする。

2 現職代議員が次期代議員選挙に立候補する場合は、推薦人を要しない。

3 新規に立候補する者は、現職代議員1名の推薦を得て、所定の書式により選挙管理委員会に立候補を届け出るものとする。

4 一人の代議員が推薦出来る候補者は、3名までとする。

(候補者の公示)

第15条 代議員選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、支部選挙区ごとに立候補者名簿を作成し、投票期間の初日の30日前までに当法人のホームページに公示のうえ、選挙権を有する会員に対し立候補者名簿を送付する。

(投票方法)

第16条 支部選出代議員選挙の投票は、候補者3名までを無記名投票とし、当法人のホームページより、電子投票により行う。

2 前項で定める電子投票に関する手続きおよび投票方法等については、代議員選挙管理委員会が定める。

(開票)

第17条 開票は、代議員選挙管理委員会が定めた日に代議員選挙管理委員会が行い、事務長が補佐する。

(当選者の決定)

第18条 当選者は、以下の方針と手順により決定する。

1 全候補者を選挙区の得票順に並べ、得票の多い順から(1)、(2)の順序で代議員を決定し、次

に（３）を満たすように代議員を決定する。

（１）医科大学あるいは医学部（以下「大学」という。）には、１大学(医学部、単数あるいは複数の附属病院、附置研究所などを含めて)につき、その大学に所属する候補者の中から得票順で２名までの代議員を割り当てる。

（２）各都道府県には、（１）の大学割り当てを含めて、当該地域の候補者から少なくとも３名の代議員を割り当てるものとする。

（３）第１号および第２号により割り当てた代議員に女性が含まれていない場合は、さらに当該の各都道府県の得票の多い女性候補者から１名の代議員を割り当てるものとする。

２ 前項の方針により大学、都道府県および女性に優先的に当選者を割り当てたのち、残りの代議員を得票順に決定する。

３ 得票数の同じ候補者が複数いる場合は、年長者から順に当選者とする。

４ 生年月日が同日の場合は、代議員選挙管理委員会委員長が抽選により決定する。

（選挙結果の公示）

第１９条 代議員選挙管理委員会は、選挙の結果を前条の手続きが終了後、すみやかに公示しなければならない。

（選挙の疑義）

第２０条 選挙の効力に関して異議のある選挙権を有する正会員は、前条にある選挙結果の公示日より１４日以内に文書で代議員選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

２ 申し立てのあった場合は、代議員選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

第３章 総会選出代議員の選任

（選任）

第２１条 総会選出代議員は、理事会の推薦に基づき、定時社員総会で選任する。

２ 総会選出代議員の選任は、４年ごとに行うものとし、選挙実施年に開催される定時社員総会で行う。ただし、必要がある場合は、選挙実施年以外の年に開催される定時社員総会でも選任することができる。

（総会選出代議員の追加選任と任期）

第２２条 前条第２項ただし書きによる場合、第３１条第３項の欠員補充をしても代議員総数が６００人未満の場合は、第２３条の定数の範囲内で総会選出代議員を選任することができる。

２ 第３１条第４項により第３１条第３項の欠員補充を行わない場合にも、第２３条の定数の範囲内で総会選出代議員を選任することができる。

３ 第１項および第２項の規定により選任された総会選出代議員の任期は、選任された年に開催される学術大会終了日の翌日に始まり、選任後最初の選挙実施年の学術大会終了日までとする。

(定数)

第23条 総会選出代議員の総数は、50人を超えないものとする。

(推薦基準)

第24条 理事会は、当法人の発展に寄与している正会員の中から、以下の基準により代議員候補者を選考して、定時社員総会に推薦できる。

- (1) 神経疾患の地域医療に貢献している専門医
- (2) 教育、研究、保健衛生等の分野で神経学の発展に寄与している専門医
- (3) 専門医資格を有しないが、優れた業績を挙げている正会員
- (4) 学会運営にとって特に必要とする正会員

(選考と推薦手続き)

第25条 前条の基準に従い、各理事は所定の書式に従い適任者を理事会へ推薦することができる。

- 2 候補者は、理事会の協議により決定する。ただし、協議で決定できないときは投票によるものとする。
- 3 代表理事は、候補者を社員総会に推薦する前に、代議員就任の意思を確認しなければならない。
- 4 第2項の理事会の決定は、代議員選挙が公示される日までにを行うものとする。
ただし、第21条第2項ただし書きによる場合は支部選出代議員の欠員補充が行われた後に決定するものとする。

(再任)

第26条 任期を満了した総会選出代議員は、理事会の推薦を得て定時社員総会の承認を得ることにより、次期も代議員を務めることができる。

(総会選出代議員の公示)

第27条 代表理事は、第21条および第22条で選任された総会選出代議員をすみやかに公示のうえ、機関誌に掲載しなければならない。

第4章 支部選出代議員の移動

(移動に伴う代議員資格及び所属支部)

第28条 支部選出代議員は、所属支部や所属施設を移動しても、任期中は代議員としての資格を保持するものとする。

- 2 支部選出代議員が当該支部選挙区外の支部選挙区に移動した場合は、毎年4月1日の所属支部をもとに、その年の学術大会終了日の翌日より、移動先の支部選挙区選出代議員の扱いとする。
- 3 前項の代議員の移動は、移動した代議員の申し出によるものとする。

第5章 欠員の補充等

(支部選出代議員および総会選出代議員の充足状態)

第29条 代議員選挙管理委員会は、選挙実施年の翌年より3年後まで、毎年4月1日において支部選挙区ごとの代議員の充足状態、及び総会選出代議員の充足状態を確認する。

2 前項の確認は、以下2種類に分ける。

- (1) 第3条第3項の任期満了の他、辞任もしくは会員資格の喪失等の事由による減数
- (2) 第28条の支部移動による増減

(欠員補充候補者)

第30条 代議員選挙管理委員会は、選挙実施年の翌年より3年後まで、毎年4月1日において支部選挙区の当該選挙で当選者とならなかった候補者（以下「欠員の補充候補者」という。）の確認を行う。

2 前項の確認にあたり、欠員の補充候補者が当該支部選挙区以外の支部選挙区に移動した場合は、当該支部選挙区並びに移動して所属することになった支部選挙区のいずれの支部選挙区でも欠員の補充候補者としての資格を失う。

(欠員補充)

第31条 第29条の確認により、第7条第3項の選出代議員支部定数に満たない支部においては、第30条で確認した当該支部の欠員補充候補者により補充する。

2 前項の補充は、第29条第2項(1)の減数分を全ての該当支部において行う。

3 前項の補充に引き続き、第29条第2項(2)による残りの欠員を補充する。

4 第3項の補充により全ての可能な支部選出代議員の欠員を同時に補充した場合に、支部選出代議員および総会選出代議員の総計が600人を超える場合は、第3項のすべての欠員の補充は行わない。

(選出代議員支部定数の特例)

第32条 第29条の確認により第7条第3項の選出代議員支部定数を超える支部は、第7条第3項の特例として扱う。

2 第31条第3項により支部選出代議員の総数が550人を超える場合は、第7条第1項の特例として扱う。

(欠員補充候補者の補充及び任期)

第33条 第29条、第30条及び第31条により欠員の補充を行う場合は、当該支部選挙区の欠員の補充候補者より、得票順に繰り上げて補充するものとする。

2 補充された代議員の任期は、補充が決定された日が属する年の学術大会終了日の翌日から始まり、補充決定後最初の選挙実施年の学術大会終了日までとする。

(欠員の補充時期)

第34条 前条で定める欠員の補充は、毎年4月末日までに代議員選挙管理委員会が行う。

第6章 補則

(補則)

第35条 定款及び代議員選出細則に定めるもののほか、代議員選挙管理委員会の運営および代議員選挙実施に必要な事項は、代議員選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第36条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附 則

この細則は、2010年5月20日から施行する。

附 則

この細則は、2016年5月18日から施行する。

附則

この細則は、2017年9月16日から施行するものとし、2017年代議員選挙のため設置された選挙管理委員会委員の任期から適用する。

附則

- 1 この細則は、2020年8月〇〇日（社員総会承認日）から施行するものとし、2021年代議員選挙および総会選出代議員の選任から適用する。
- 2 この細則施行時に3期6年を迎える総会選出代議員については、改正前の細則の規定にかかわらず、この細則に基づき総会選出代議員に選任することができる。

別表 支部選挙区分

支部選挙区名	都道府県等名
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信越支部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県伊豆地区（※）
東海・北陸支部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県（伊豆地区（※）を除く）、愛知県、三重県
近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州・沖縄支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(※) 1 関東甲信越支部および東海北陸支部の伊豆地区とは、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、下田市、南伊豆町を示す。

2 東海・北陸支部の「静岡県（伊豆地区（※）を除く）」は、この別表で定める都道府県とみなす。

附則

この細則は、2023年6月1日（社員総会承認日の翌日）から施行する。